

支配株主及び実質的な支配力を持つ株主を有する上場会社における 少数株主保護の在り方等に関する中間整理（概要）

<検討の背景>

- 上場後に支配株主を有することとなった場合を中心に、少数株主保護が適切に機能していないと考えられる事例が散見
 - ✓ 取締役の選任等に関する支配株主との間の合意が十分に開示されていない
 - ✓ 支配株主グループ内の事業機会や事業分野の調整・配分の実態が明らかでない
 - ✓ 支配株主が上場子会社の非公開化を目的とした公開買付けを行う局面で、「少数株主にとって不利益でない」ことを積極的に述べた意見を入手していない
 - ✓ 一般株主の利益を代弁する独立社外取締役が不在となる
- 支配株主には該当しないが、実質的な支配力を持つ株主（「支配的な株主」）を有する場合において、同様の事例が散見
- これらの事例を踏まえ、現在の市場制度における少数株主保護の枠組みを点検

<今後の検討課題の整理>

- 上場後に支配株主・支配的な株主を有することについては、シナジーによるグループの連結企業価値最大化や事業再編における過渡的な形での活用等の意義・利点が構造的な利益相反の弊害を上回ることもありうるため、一律の禁止は妥当でない
- もっとも、昨今の事例を踏まえると、支配株主・支配的な株主が少数株主の利益への配慮を等閑視することで、少数株主の利益が害されるおそれがあるため、少数株主保護の枠組みや適用範囲に関する今後の検討課題を整理

（情報開示）

- ✓ 上場会社のガバナンスに関する合意や、利益相反やその監督・コントロールの考え方・方針等を含めた情報開示の充実

（手続）

- ✓ 特別委員会に期待される役割も踏まえた、支配株主が上場子会社の非公開化を目的とした公開買付けを行う局面における少数株主保護の枠組み

（ガバナンス）

- ✓ 独立社外取締役の選任等

（適用範囲）

- ✓ 「支配株主」に適用される少数株主保護の枠組みの「支配的な株主」への拡大

<今後の進め方>

- 情報開示及び適用範囲に関しては、実施できるものから段階的に制度・運用の整備を進めることが望ましい
 - ✓ 研究会では、手続及びガバナンスを含めて、検討を継続

以 上